

## ◎赤潮被害に対する支払いに対して

昨年7月末に発生した有明海・橘湾地区の大規模な赤潮被害に対し、迅速な支払いを行ない「ぎよさい」制度の理念である中小漁業者の漁業再生産の確保と経営の安定に大きな役割を果たしたものと思っている。そこで、今回の赤潮被害の実態把握や事後処理に奔走した橘湾東部漁協原田参事にお話を伺った。

共済:赤潮被害は報道でも大きく取り上げられましたが、  
どうでしたか？

参事:最近是有明海で赤潮発生が多く、注意していたが、  
温暖化現象と相俟って大きな被害になった。  
漁協においても販売計画の見直しを迫られ、  
漁協経営は苦しい状況である。

共済:「ぎよさい」は不慮の災害から養殖経営を守る制度  
ですが、各漁業者の反応はどうでしたか？

参事:漁業者からは「被害を受けてみて、『ぎよさい』の必  
要性を痛感した」と言った意見が寄せられた。  
ただし、昨今の経済情勢と同様に養殖経営が厳しく、  
低い契約割合の加入もあった。従って加入していた  
漁業者は良かったものの、精神的なダメージを受け  
た漁業者もいたようだ。

共済:今回の赤潮被害を通して、養殖共済について意見等はありませんか？

参事:先程申し上げた通り、養殖(特に2年魚・3年魚)  
を行なっている以上、共済加入の必要性は  
感じつつも経営母体が弱っている中での掛金  
負担は重く、魚価安は厳しい。20年4月から  
スタートした「積立ぷらす」は現時点では加入  
要件が厳しいので、それに変わる魚価補償の  
制度ができないものかと思っている。



平成 21 年 12 月 10 日、漁協会議室にて



平成 21 年 7 月末の赤潮被害